


ワクチン接種

→問合せ 中央市新型コロナワクチン接種コールセンター
☎274-8588

新型コロナワクチン接種について

▶オミクロン株対応ワクチンの接種について

オミクロン株(B A. 1型)と従来株に対応した2価ワクチンの接種が、10月中旬以降に開始される予定です。接種対象者は、初回接種(2回目まで)を完了したすべての人が想定されます。なお、接種間隔や接種開始日などの詳細は未定です。

▶接種期限が延長されます

9月末までとされていた新型コロナワクチンの接種期限は、国から10月以降も延長される方向性が示されました。

▶5歳から11歳の小児接種について

感染者の3割を10代以下が占めており、重症者数が増加しています。ワクチンの発症・入院予防効果について有効性を有し、安全性に関する追加の情報が集積していることを踏まえて、国は9月上旬より小児接種に努力義務を適用する予定です。

す。ただし、これは接種を強制するものではありません。

▶気象警報発表時は集団接種を中止します

中央市に気象警報が発表される場合など、自然災害の発生が見込まれるときは、市民のみなさんの安全を第一に考え、集団接種を中止することがあります。中止するときは、防災行政無線や市ホームページ、市公式SNSなどでお知らせします。

▶9月17日(土)の集団接種はモデルナワクチンで実施します

詳細は、お問い合わせください。

※新型コロナワクチン接種について、国から接種時期や内容などの詳細が示されたときは、市ホームページや広報ちゅうおうなどでお知らせします。


子育て

→問合せ 子育て支援課 ☎274-8557

「子ども医療費助成制度」の対象年齢を拡大します

中央市では、今まで子ども医療費助成制度の対象年齢を15歳の年度末(中学生)までとじていましたが、令和4年10月1日より対象年齢を18歳の年度末(高校生相当年齢)までに拡大します。

▶平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの場合(要申請)

対象の世帯に申請書類を郵送しています。内容をよく確認し、9月9日(金)までに子育て支援課へ申請してください。

新しい受給資格者証は9月末に郵送を予定していますが、期限後に受け付けをした場合、郵送が遅くなり10月上旬に利用できない場合があります。ご注意ください。

※申請書類が届かない場合は、お問い合わせください。

▶平成19年4月2日以降生まれの場合(申請不要)

手続きは必要ありません。有効期限を18歳の年度末に変更した受給資格者証を郵送します。

新しい受給資格者証は、9月末に郵送する予定です。



お知らせ

相談

募集

イベント・教室

がんばれ子育て

健康ライフ

充実ふくし

いきいき倶楽部

マイナポイントを貰おう！

マイナポイント第2弾として、最大2万円分のポイントが貰えます。期限内に申請しましょう。

ポイントの対象となる
マイナンバーカードの申請期限 → 9月末まで

※マイナポイントは、電子マネーや二次元コード決済など、普段の買い物で利用できるポイントです。受け付け可能な決済サービスなど、詳細は右記の二次元コードからご確認ください。詳細はこちら



マイナポイント 第2弾
最大 **20,000**円分の
マイナポイントがもらえる！

マイナンバーカードの新規取得等で 最大 5,000 円分	+	健康保険証としての利用申込みで 7,500 円分	+	公金受取口座の登録で 7,500 円分
--	---	------------------------------------	---	-------------------------------

▶携帯電話ショップでもマイナンバーカードが申請できます

携帯電話ショップでマイナンバーカードの申請サポートを実施しています。土・日曜日、祝日を含め、店舗営業時間はいつでも受け付け可能です。

※詳細は、各携帯ショップにお問い合わせください。
※携帯電話の契約の有無に関係なく誰でも受け付け可能です。

※申請されたマイナンバーカードは、後日、市役所市民環境課での交付になります。

▶問合せ

- ・マイナンバーカードに関すること
マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

- ・申請、交付に関すること

市民環境課 ☎274-8541

知っていますか？屋外広告物のルール

▶屋外広告物とは

屋外広告物は、商業活動などをPRする一つの有用な手段ですが、無秩序、無制限に氾濫すると、まちの景観や自然環境などを乱す原因となってしまいます。また、屋外広告物は適切に管理しないと、老朽化などにより思わぬ事故をおよぼす恐れもあります。

県では、屋外広告物法に基づき山梨県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物に関するルールを定めています。広告主のみなさんはルールを守り、より良い屋外広告物を設置しましょう。

▶屋外広告物のルール

- ・種類や大きさなどにより許可申請が必要です。
- ・設置できない場所や地域があります。
- ・地域によって色の明るさや鮮やかさに制限があります。

- ・目視、打診などにより点検を行う必要があります。
- ・他人に依頼する場合、県の登録業者以外は設置できません。

※詳細は県ホームページをご覧ください。

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/okugaikoukoku/okugaikoukoku/okugaikoukokusecchi.html>

▶屋外広告物の種類

